

## 近世筑豊の石炭にかんする覚書

松崎, 武俊  
福岡藩史研究会

<https://doi.org/10.15017/13566>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 3, pp.1-4, 1974-05-27. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 近世筑豊の石炭にかんする覚書

松崎武俊

石炭どころ筑豊地方に「石炭」が庶民の燃料として普及したのは、江戸も初期の頃ではなからうか。というのは筑豊地方じかた文書のなかに石炭についての記述が、寛文年間頃からぼつぼつ見えてくるからである。

まず記録の古いところでは、同九年の石原家記（久留米）がある。

豊前国香春辺石を堀焼嗅気殊之外悪敷と、田川郡香春近郷における石炭焼きの強烈な悪嗅にタマゲタ久留米人の記事が目につく。

つぎに「石原家記」より少し下る頃の作といえる「砂原物語」には、福岡城下では見かけぬ黒煙天を覆うた石焼きの光景を詠んだのがある。

砂原の石火焼家の煙りにもすゝけぬ蝶の眠り居るかな

「砂原物語」は、遠賀郡底井野村在住の郡代富山五右エ門が「一当子」のペンネームで筆にした書で、砂原は地名、蝶は砂原にあった文人の集い場所である「睡蝶庵」と、美しい飛ぶ蝶とをもじっているのである。

また同地の文人小林湖遊も「猫城里諺抄」に三代藩主黒田光之の家来立花五郎太夫が光之の供で同別邸を訪れたときの歌として、

底井野の石火焼く家に宿すれば袖もすゝろと媒すたれけり

と著している。たぶん別邸から眺めた石焼きの煙りが、都会人の五郎太夫には珍らしく、異郷の風物詩として映つたのであろう。光之は承応三年から元禄元年までの福岡藩主であるから、これも同年代の歌といえる。

石炭焼きの煙りと匂いは、公害に慣らされた現代人の目鼻にはさ

してオモシロクもオカシクもないが、江戸期にあつては殊の外のシロモノであつたらしい。

元禄年間の戯作者井原西鶴も、その頃のフレッシュなニュースとして、道中記「一目玉鉞」に

戸畑・黒崎石焼く所也

と触れている。

江戸期の石炭の多くは、採掘した山の坑口近くで焼かれ、コークス状の「ガラ」にして商品化していた。これが庶民の間には火持ちのよい「石炭燠」とか「焚石燠」とかいって重宝がられた。

享保期以降ともなれば、石炭の需要度が高まるにつれて、地方文書にも石炭関係の資料が急速に増えてくる。その珍らしいところは、文政十二年十月筑前国穂波郡潤野村百姓弥三郎が、山から買入れたガラの残り火に気付かず火事を引起し、失火罪に問われている。

其日、石炭耆駄相求候而裏軒下ニ召置、其脇ニ藁積居申候処、右石炭火氣共御座候而風吹起し、藁ニ燃移り（「差出帖」）

天保四年十一月十三日、豊前国田川郡添田町では、石炭おきの火の持続性を悪用し、藁積みの小口に石炭おきを差込み、放火を企んだ奴が出た。

小屋ニ藁包石炭燠を包ミ、藁積之小口ニ差込、差火仕掛（「御用廻文写」）

石炭の利用が家庭の末端に浸透するにともない、その用途も燃料としてばかりでなく、「贈答品」「や」授業料「に、はては生活必需物資との」交換品「にまで扱われるようになった。」

筑前の国学者伊藤常足も産炭地の生れだけあって、こよなく石炭を愛用した。その証拠に、彼の日記である「家事雑記」には頻々と石炭記事が綴ってある。

弘化三年二月廿日

大谷焼石炭買ニ遣ス、式儀代百十六文相払い持帰る也

同、三月十五日

晴天、文助大谷タキ石買いニ遣ス、切手壱匁文助ニ持たせ遣ス也

同、十二月十六日

馬ニて石炭松隈よりつけ参る

同、十二月十七日

石炭一駄半次郎方より持参

といった具合に、彼は「石炭」と記したり、「いしずみ」とかな書きしているのが注目される。

さらに安政四年の「家事雑記」末尾には、土地の庄屋役で門人もあつた仰木氏から、石炭を贈られたお礼に一首を添えて謝意を表しているのがある。

仰木氏より名物の炭を

おこせ給ひける時

たま物の俵はいけだのすみならんなにはあしげの馬ぞいなくいけだは遠賀郡池田村の意で、同所名産の石炭を茸毛の馬に積んで送って来たのであろう。

嘉永二年の鞍手郡「川添家文書」の「諸覚帖」を見せて貰ったら

十二月二日

今日牧助、勝浦浜ニ塩かへニ遣申候、もつとも焚石壱駄つけて行申候

## 一、石ニて替分

### 勝浦浜牧助存じ

と、石炭と塩とを物々交換していた。塩浜の場合はガラでなく生炭の「焚石」と交換しているのは、塩焼用に使うため先方からの要望であろう。

採炭の方も江戸末期頃ともなれば、土地農夫のアルバイトだけでは労力不足をきたし、坑主は全国から流れ込んだ日稼労働者や無宿者を、「納屋」の前身である「山小屋」に住みつかせ「堀子」として稼働させた。これらの人々の山小屋が増えるにつれ、一つの「村」ができ、村は次第に賑わいを見せた。やがて物売りや旅芸人が出入りするまでに活気を呈してきた。

弘化三年二月十一日

六反田焼石山ニ、此ノ時かるわざ役者参り、見物の人大勢参る。と伊藤氏は「家事雑記」に、山小屋の盛況ぶりをこう書き残している。

石炭が初めて産業用の「塩焼炭」として着目され、実際に活用されたのも、筑豊炭が最初であろう。これまでの石炭史では、明和年間頃、周防国三田尻で和田佐平なる者が、「百万石炭の用途を研究して苦辛経験の末、始めて製塩事業に適することを知り」と、製塩用の燃料に石炭を使用することに成功したといひ、それから約五十年後の文政年間にかけて、竹原・撫養・赤穂などの、いわゆる瀬戸内十洲塩田に石炭の使用がひろがり、燃料としての重要性が高まった（『日本歴史大辞典』）と伝えられてきた。

だが、筑前国宗像郡「勝浦塩浜文書」の「勝浦村字塩浜築切開キ一切写簿」によれば、すでに正徳年間頃から塩浜製塩用の燃料に石炭を使った記録がある。

塩焼石之儀、数十歳芦屋分直ニ参り来り候処、(オズミキリ) 享保乙巳年二月、遠賀郡今古賀邑大庄屋彦三郎、郡中大庄屋中間相談仕、芦屋川口へ積出シ申ス焼石、御留メ被下候様ニ御願上候付、同人願之通被仰付塩焼百姓中甚々難儀ニ指及申候ニ付、享保十年二月以前数十歳と逆算すれば「正徳年間頃」にさかのぼる。

勝浦塩浜は、寛文六年福岡藩士吉田六郎太夫の発意によつて開かれた「畝数二十六町歩」の塩田で、これまでの製塩用燃料は遠賀・鞍手・宗像・粕屋の各郡から、松の下枝を買入れていた。

前文資料にある芦屋洲口経由の製塩用炭が「御留メ」を喰つた理由は、漁船の「篝火炭」に取られて現炭が払底したからである。「福岡県史料叢書第七輯」に、原資料は焼失して今はないがと前置きして、享保五年七月、遠賀郡の焼石が払底して近辺浦付の漁船が篝火炭に難儀し、五平太船持ちが豊前赤池と鞍手郡赤地の両所から買い調べ、浦々へ売り渡したと「光雲神社文書」を著者の伊東尾四郎氏が引用しているが、これと前文の塩浜資料とが一致する。

しかし、これだけの資料をもつて、勝浦塩田が正徳期から製塩用燃料を、薪から石炭に切替えていたとは考えられない。それは延享三年に仕立てた畝統きの「津屋崎塩浜」の開祖「大社家文書」の「延享三年宗像郡津屋崎塩田塩浜開」に、燃料薪を肥前国五嶋辺にまで求めた記録が見られるからである。

薪船仕立、五嶋辺ニ而薪相求候得ハ……  
これは筆者の私見であるが、延享期頃まではまだ塩焼釜に使う「ロストル」の技術的考案がならず「薪炭併用」でやっていたのではあるまいか。それは貝原益軒の著書「土産考」に、筑豊地方の住民が風呂焚用に石炭を使っている

村民これを堀りて薪に代用す、遠賀・鞍手殊に多し……煙多く臭悪しといえどもよく燃えて、火久しく有、水風呂の釜にてたきてよし

という見聞記があるし、現に氏の「土産考」を立証するかのよう、筑豊の農家では最近までロストルのない土焚きの風呂場に石炭と薪を交互に投げ入れ、効果的な焚き方をしていたからである。

さて漁船用の篝火炭に優先され、製塩炭の不足に困つた勝浦塩浜では、再三奉行に敬願したが許可にならなかつた。そこで享保十年十月二十四日、郡代味岡団右エ門が郡内田嶋村に一泊した機会をとらえ、またも塩浜代表から石炭の芦屋洲口積出しの許可を願出たところ、筑前炭は篝火炭不足で駄目だが、豊前炭なら洲口積出しを認めてよからうということ話がついた。

同年十二月三日、塩浜代表が豊前国へ登り、田川郡赤池村庄屋藤兵エに交渉した結果、商談がまとまり、豊前炭老万五千斤の買付けに成功した。

同十一日ニ同所罷立、芦屋之様ニ参り、芦屋御代官井上九太夫殿掛目、同十三日ニ持帰り申候、其節買調候焼石老万五千斤也  
(「勝浦村字塩浜築切開キ一切写簿」)

と、噸数に直して九噸、川舩老艘分の量で塩浜代表の意を満足させるものではなかつたが、これによつて、すでに享保期には篝火炭・家庭炭・製塩炭などと石炭の需要が増え、供給者側が増炭を迫られていることである。まさに石炭史飛躍の前奏曲ともいべき時代に入つたといえよう。

宗像郡には勝浦塩浜の他に、いま一個所畝統きの「津屋崎塩田」がある。同塩田は寛保元年八月、讃岐国の商人大社元七の技術指導によつて開かれた三十六町歩余の塩田があるが、ここでも塩焼燃料

に前文の三田尻説より前に石炭を利用したという記録がある。

宗像郡津屋崎塩浜の百姓団七なる者、宗像郡奉行味岡団右エ門の免書五通を得て、鞍手郡御徳村の炭坑に交渉し、川癖奉行の許可並に芦屋洲口番人の許可を経て、始め二百十石積み一艘、尋いて百石積四艘の石炭を齎らし来つて販売す、塩田主の主人大社元七之を買入る、時に延享二年十一月十三日也

と、「大社家文書」の「家記」に記している。家記は明治期の作であるが、これを裏付けるものに「津屋崎塩浜文書」がある。

#### 川癖

右ハ鞍手郡御徳村今焚石芦屋迄積下シ之為、百姓団七願出、願出之通被付候、自分ニ船仕調川船奉行改請、自由ニ積下被仰付候事、

右焚石津屋崎塩浜積廻候節、芦屋洲口積出御見分書運上銀指上、右之通石積ニ御免書五枚ニ而御奉行衆今御書出ル、団七江相渡

#### 洲口出証拠之事

百式拾石積船老艘

右ハ宗像郡津屋崎塩浜入用之焚石、芦屋洲口積出聞届候、御法之通洲口運上銀指出候上ニ而可指通事

延享二年十一月十三日

三好甚左衛門

栗生重右衛門

味岡団右衛門

遠賀芦屋洲口番人

一、百石積老艘 右書右同断

一、百石積老艘 右同断

一、百石積老艘 同

一、百石積老艘 同

右御免書団七請物御郡役所江上候

一、銀三拾目ハ 老割式步附五ヶ年賦

右ハ大東焼左之人数仕組相立、薪代銀相願之通拜借被仰付、尤延享二年八月相渡候、年半故、来寅六月より年賦上納被仰付拝借人数  
元七・貞兵衛・喜右衛門・喜兵衛・藤三郎・半次郎

以上六人（「延享三年宗像郡津屋崎塩浜開」）

前文の資料でわかるように、津屋崎塩浜仕立と同時期から「薪代銀」の名目で石炭代銀を借用し、塩焼炭の準備にかかっているとみられる。隣接の勝浦塩浜に石炭焚きの技術を見習っていたことはまず間違いないであろう。

ともあれ、石炭を初めて産業用の塩焼燃料に使ったという三田尻・津屋崎両説も、勝浦説に一步譲ってもらわねばなるまい。